○総務省告示第三十五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十二条第五号の規定に基づき、損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成二十年総務省告示第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣　鳩山　邦夫

第一の一の1(7)及び(8)を次のように改める。

(7)　一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づき設立された法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人を含む。）をいう。

(8)　会社法法人　会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に規定する会社をいう。

第１の１の１(9)を削る。

第１の１の２を削り、第１の１の１を第１の１の２とし、第１の１の２の前に次のように加える。

１　本基準における用語の使用については、２に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の例による。

第11の１の１(1)ロ「からハまでの方法を用いて」を「及びロの方式又はハの方式により」に改める。

第11の１の１(2)ロ「方法を用いて」を「いずれかの方法により」に改める。

第11の11の３(1)ロ「ロ又はハ」を「ロ及びハ」に、「会社法法人、民法法人」を「一般社団法人等、会社法法人」に、「及び民法法人」を「及び一般社団法人等」に改める。

第11の11の３(5)ロ「森林整備法人」を「森林整備法人及び造林事業を行うことを主たる目的とし、都道府県が重要な構成員又は設立者となっている一般社団法人等」に改める。

第11の11の３(8)ロ「みたさなければならない」を「満たさなければならない」に改め、第11の11の３(8)ロ

(ハ)中「民法法人」を「一般社団法人等」に改め、第11の11の3(8)くを削り、第11の11の3(8)ニ中「会社法法人」を「法人」に、「企業会計」を「会計」に、「強制評価減等の減損」を「評価」に、「第９条第２号」を「第９条第３号」に改め、第11の11の3(8)ニを第11の11の3(8)くとする。

第11の11の3(8)ホを削り、第11の11の3(8)くを第11の11の3(8)ニとする。

第11の11の7(1)中「又は」を「及び」に、「を受けていない」を「のいずれをも受けていない」に改め、第11の11の7(2)中「又は」を「及び」に、「を受けていない」を「のいずれをも受けていない」に、「取引先財務力評価サービス」を「ＪＣＲ中堅・中小企業格付け」に改める。

第11の13の４中「地方公営企業に準ずる第三セクター」を「地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人」に改める。

第13の１中「保証債務」を「保証」に改める。

附則１を次のように改める。

１　特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二条第二項に規定する特例民法法人を

いう。）にあっては、財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、最新の公益法人会計基準に基づいて作成された財務諸表を用いることとし、正味財産増減計算書の当期経常増減額を経常損益として用いること及び貸借対照表の正味財産合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いることを原則とする。地方公共団体からの補助金等の財政援助を一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合には、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除するものとする。

附則２を削る。

別紙４を次のように改める。

附　則

（施行期日）

この告示は平成二十一年四月一日から施行する。